

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第二十九号

### 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「、広島県広島ヘリポート管理事務所」を削る。

第八条ただし書中「、第二十号(三)、(六)及び(七)、第二十一号」を「から第二十一号まで」に改め、同条第九号中「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同条第二十五号(一)中「規定による」の下に「公害防止統括者等の選任等の」を加え、同号中(二)を(四)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 第六条の二第二項の規定による特定事業者の地位の承継の届出の受付

(三) 第十条の規定による公害防止統括者等の解任命令

第八条第三十八号中「(五)」の下に「、第二十五号(三)」を加える。

第九条第五十九号(一)中「実施」の下に「（第六条第二項、第七項若しくは第九項に規定する感染症又は同条第三項から第六項までに規定する感染症（県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる場合に限る。）（以下これを「重大な感染症」という。）に係るものを除く。）」を加え、同号(二)中「質問」の下に「（重大な感染症に係るものを除く。）」を加え、同号(三)中「実施」の下に「（重大な感染症に係るものを除く。）」を加え、同号(四)を削り、同号の次に次の一号を加える。

七十一の二 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）附則第二十九条ただし書の規定によりなお従前の例により行われる同法第四十二条の規定による改正前の母子保健法第二十一条の四の規定による費用の徴収

第九条第七十二号を次のように改める。

七十二 障害者総合支援法第十条第一項の規定による自立支援給付に関する自立支援医療を行う者等に対する報告等の命令、質問及び立入検査（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号で定める医療に係るものに限る。）

第九条第七十二号の二を削り、同条第七十三号(四)中「第三項」を「第四項」に改め、同条第八十九号中「、第七十二号(九)」を削る。

第十二条第一号(七)中「第四項」を「第三項」に改める。

第十三条ただし書中「第十号から第十五号まで、」を「第四号の二、第十号から第十五号

まで及び」に改め、同条第四号中「担い手経営強化モデル事業実施要領」を「集落法人経営発展チャレンジ事業実施要領」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 園地集積交付金事業及び園地再生整備支援事業実施要領に基づく事業計画の承認  
第十三条第五号の二の次に次の二号を加える。

五の三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（その主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる米穀の出荷又は販売の事業を行う者に係るものを除く。）

(一) 第七条の三第一項の規定による勧告

(二) 第七条の三第二項の規定による命令

(三) 第五十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

五の四 特別栽培農産物の認証に関する要領に基づく生産届及び生産変更届の受付に係る事務

第十三条第七号(一)(2)を次のように改める。

(2) 集落法人経営発展チャレンジ事業費補助金

第十三条第七号(一)(10)を次のように改める。

(10) 環境保全型農業直接支払対策事業費補助金

第十三条第七号(一)に次のように加える。

(13) 広島レモンのブランド化によるかんきつ産地育成事業費補助金（レモン周年安定供給体制構築支援事業に係るものを除く。）

(14) 広島かき生産出荷体制強化事業費補助金（かき養殖に係るいかだの作成及び漁場に堆積したごみの除去等に関する事業に限る。）

第十三条第三十号(一)中「第二十二條の八第一項第五号」を「第六十條第一項第五号」に改め、同号(二)中「第二十二條の八第一項第十号」を「第六十條第一項第十号」に改め、同号(三)中「第二十二條の十一第一項第三号」を「第六十三條第一項第三号」に改め、同号(四)中「第二十二條の十一第一項第五号」を「第六十三條第一項第五号」に改め、同号(五)中「第二十二條の十五」を「第七十二條」に改め、同条第三十四号中「森林整備加速化・林業再生基金事業補助金」を「並びに森林整備加速化・林業再生基金事業補助金」に、「並びにひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱に係るものを除く」を「を除き、ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱に係る事業のうち森林病害虫被害対策事業に係るものに限る」に改め、同条第六十九号中「第五号の二(二)」の下に「、第五号の三(二)」を加える。

第十四条第九号(十)中「第三項」を「第四項」に改める。

第十六条第二十九号(二)中「使用をする場合」の下に「並びに知事が許可したものの更新」を加え、同条第四十五号(五)中「新規許可」の下に「（一年未満の臨時的な使用をする場合を除く。）」を加え、同条第七十一号(二)中「第九十六條の二第五項」を「第九十六條の二第七項」に改め、同条第七十九号を次のように改める。

七十九 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）第二条の表の第十一号の三、第十二号の三、第十六号の四及び第十九号の三に掲げる事務の執行に係る細目的事項の市町との協議に関すること。

第十七条第十五号(二)及び第十五号の二(五)中「新規許可」の下に「（一年未満の臨時的な使用をする場合を除く。）」を加える。

第二十二条中第五号を削り、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 維持修繕工事の執行

五 非常災害により公共物に損害を受け、又はそのおそれがある場合に上司の指揮を受けるいとまがないときの応急工事の執行

六 次に掲げるものを除く起工の承認を受けた請負工事の執行

(一) 一件の請負対象設計金額が一億円以上の工事の予定価格の決定、指名競争入札の入札人の指名及び随意契約の相手方の決定

(二) 建設工事執行規則第七条の二第一項又は第二項の規定による調査基準価格未満の入札における落札人の決定（知事が別に定める場合を除く。）

(三) 建設工事執行規則に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの  
(1) 第十五条の規定による権利義務の譲渡等の承諾（個人で建設業を営んでいる者が法人を設立して当該法人に債権債務の一切を引き継ぐ場合及び完成工事未収金債権を信託銀行に譲渡する場合を除く。）

(2) 第十八条の規定による費用負担額の決定

(3) 第二十五条第七項、第二十七条第一項及び第二十八条第五項の規定による損害賠償額の決定

(4) 第二十九条の規定による設計図書の変更（工事の打切りに係る場合に限る。）及び損害賠償額の決定

(5) 第三十条第三項の規定による増加費用及び損害賠償額の決定

(6) 第三十一条第二項の規定による請負代金変更額又は損害賠償額の決定

(7) 第三十二条第三項の規定による損害賠償額の決定

(8) 第三十五条第一項の規定による請負代金額の変更請求、同条第三項の規定による変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の決定、同条第四項から第六項までの規定による請負代金額の変更請求及び同条第七項の規定による請負代金変更額の決定

(9) 第三十六条第四項の規定による費用負担額の決定

(10) 第三十七条並びに第三十八条第一項及び第二項の規定による損害賠償額の決定

(11) 第三十九条第四項及び第六項の規定による損害負担額の決定

(12) 第四十条第一項の規定による設計図書の変更

(13) 第四十三条第三項の規定による損害賠償額の決定

(14) 第五十条第二項の規定による増加費用又は損害賠償額の決定

- (15) 第五十四条第一項、第五十四条の二第二項及び第二項、第五十四条の三第一項並びに第五十五条第一項の規定による契約の解除
- (16) 第五十五条第二項及び第五十七条の二第二項の規定による損害賠償額の決定
- (17) 第五十六条第二項の規定による受注者の請求に係る損害賠償額の決定
- (18) 第六十条第一項及び第六十一条の規定による紛争の解決

附則に次の一項を加える。

- 4 第十三条、第十六条及び第十七条の規定の適用については、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、第十三条第五十九号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第六十二号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十六条第六十八号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条七十二号(三)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十七条第十七号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第十八号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に広島県土木建築公共事業移譲交付金交付要綱に基づき交付の決定を行っている平成二十四年度の交付金に係る事務にあつては、この規則による改正後の第十六条第七十九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。